

医政メモ Q&A

米国皆保険制度「オバマケア」について

米国では、今年から、医療保険制度改革法が施行され、国民の保険加入を義務化する制度「オバマケア」が導入されました。

Q：オバマケア（Obama-care）とは何ですか？

A：オバマケアとは、2010年にオバマ大統領が発効した、医療保険制度改革法（Patient Protection and Affordable Care Act）の俗称で、その中心となる国民皆保険制度が、2014年1月から始まりました。これは民間保険会社が販売する健康保険プランの購入を、全国民に義務付けるというものです。さらに、州政府にメディケイドの適用範囲を拡大することなども義務付けられました。

Q：オバマケアの背景となる医療保険事情は？

A：米国には、公的医療保険制度として、連邦政府と州政府が資金を拠出している低所得者向けのメディケイド（Medicaid）、65歳以上の高齢者と一般障害者向けで連邦政府が運営するメディケア（Medicare）がありますが、国民の多くは民間の医療保険に加入しています。しかし、医療費の高騰と保険料の高額化によって、現在米国には、国民の6人に1人に当たる4,800万人の無保険者がいて、満足な医療を受けられない人も多くいます。そして、個人で医療保険に加入する場合には、非常に高い保険料が課せられ、医療サービスにも制約がありましたし、慢性疾患などは保険加入を拒否されたり、失業によって無保険状態になることもあり、高額な医療費負担は、破産の主な原因となるなど、問題は深刻化しています。

Q：オバマケアの対象者は？

A：対象者は、①米国籍保持者 ②合法的に米国に滞在する全ての人（永住権保持者、各種労働ビザ保持者）です。一部例外を除き、確定申告をする人すべてに保険加入が義務化され、在米の日本人も加入が義務付けられています。

Q：オバマケアの目的と特徴は？

A：オバマケアにより、国民の健康保険の加入率を9割以上に向上させ、国民に適切な医療が提供されるようにして、病気の早期発見・治療により国民の健康を増進し、さらに国民医療費の高騰に歯止めをかけることが目的です。そのために、国民に保険加入を義務付け、保険料の支払いが困難な低・中所得者には補助金を支給し、さらに職場を通じての保険加入も促進できるようにしました。一方、健康保険に加入していない人には、罰金が科されます。また、保険会社は、加入者が受け取る保険金額に上限を設けて制限したり、健康状態によって保険料を上げたり、加入を拒否することを禁じられています。そして医療費の個人負担分も、年間で一人当たり6,350ドル、家族当たり1万2,700ドルを超えてはならないとされていますが、免責額も2,500から5,000ドルと高く、月々の保険料が安いほど免責額は高くなります。

Q：医療保険マーケットプレイスとは？

A：個人のニーズにあった民間医療保険プランを直接比較して購入することができるオンライン医療保険取引所を「マーケットプレイス」（別称、エクスチェンジ）と呼びます。ここでは、各保険会社が政府の定める水準であ

る「クオリファイド・ヘルス・プラン(QHP)」を満たした保険を4つのレベル別に提供し、個人や事業者が、年齢、住所、収入、家族構成、それから煙草状況など基本的な個人情報に基づいて、いろいろな保険プランを価格、質、利便性などの要素などを比較して購入することができます。また、メディケイドなどの受給資格を確認して、加入手続きも行えます。さらに、毎月の保険料への税金控除 APTC (Advanced Premium Tax Credit) や補助金 CSR (Cost Sharing Reduction) を受ける資格と控除額・補助金額を確認し、申請することもできます。

Q：QHP (Qualified Health Plan) とは何ですか？

A：QHPは、オバマ政府の一定の基準を満たした保険プランで、従来の民間プランには規定がなかった予防医療をカバーする点が特徴です。マーケットプレイスで提供されているものは全てQHPの保険であり、10項目の保障内容が決められています。①外来診療 ②緊急治療室の利用 ③入院患者へのケア ④出産前及び出産後のケア ⑤行動療法、カウンセリング、心理療法を含むメンタルヘルスや薬物乱用者に対するサービス ⑥処方箋 ⑦けがや障害、慢性疾患のリハビリテーションサービス、作業療法、音声言語病理学、精神科リハビリテーション ⑧ラボサービス ⑨健康維持のためのカウンセリング、スクリーニング、ワクチンを含む予防サービスや慢性疾患の管理 ⑩歯科、視力を含む小児サービス

Q：どんな保険プランがありますか？

A：マーケットプレイスの保険会社は、保険料が安いものから順に、ブロンズ (自己負担分40%)、シルバー (同30%)、ゴールド (同20%)、プラチナ (同10%) という4つのレベル別プランを提供しています。そしてプランにより保険料や、医師の診察を受けたとき

に、その都度支払う金額 (Co-pay) などの自己負担額、自己免責額が違います。保障が手厚いほど保険料は高額となりますが、これら4つのレベル別プランに共通している内容は、年一回の健康診断や婦人科検診などの予防医療を100%カバーすることなどの医療サービスです。

Q：保険未加入の場合の罰金は？

A：オバマケアでは、2014年3月末までに加入手続きを行わなかった保険未加入者には、罰金が科せられ、今後、罰金額は、年度ごとに金額が高くなっていきます。14年の罰金額は、成人一人につき95ドル (家族につき285ドル)、もしくは世帯所得の1%のいずれか金額が大きい方となります。15年の罰金額は、成人一人につき325ドル (16年は695ドル)、家族につき975ドル (16年は2,085ドル)、もしくは世帯所得の2% (16年は2.5%) のいずれか金額が大きい方となります。そして罰金は、確定申告時に徴収されます。

Q：オバマケアの問題点と今後の政治的動向については？

A：共和党がオバマケアに反対したために、議会は紛糾し、2013年10月には、そのために連邦政府が一時的にシャットダウンしました。それは、政府が保険加入を強制するのは、国民の選択の自由を奪うものとする国民が大勢いたからです。最終決定までに長い時間がかかったのも、オバマケアが、連邦政府による公的健康保険ではなく、「民間保険プランの強制加入保険」であったためです。特に若者はかなりの経済的負担を強いられる事になりました。オバマケアの問題点としては、①保険会社としては、低・中所得者の加入により医療費の支払いのリスクが高くなっていること、②国民としては保険料などの自己負担が急激に上昇していること、③医療保険の名の下に、マーケットプレイスを通じ

て、個人情報 が政府に収集されていること、
④若者がオバマケアに加入する理由に乏しい
こと、⑤年一度の健康診断をするための医療
機関不足など、数多く指摘されています。今
年2月に行われたある調査では、米国国民の
半数以上がオバマケアを支持しないという結

果も出ていて、秋の中間選挙でもオバマケア
が争点のひとつとなりそうです。オバマケア
が今後どうなっていくかは、まだまだわかり
ません。

(政策部長 松村 茂樹)